

入札公告

条件付一般競争入札を執行するので、栗原市の入札基準に準拠して次のとおり公告する。

平成24年1月24日

栗っこ農業協同組合
代表理事組合長 曾根 正範

1 入札に付する事項

- (1) 工事名 JA栗っこ小規模多機能型居宅介護施設建設工事
(2) 施工場所 栗原市金成沢辺新往還下147番、148番
(3) 工期 契約締結日の翌日～平成24年6月30日まで
(4) 工事概要 構造規模等 鉄骨造1階建
延べ床面積 374.30㎡
建築工事 一式
電気設備工事 一式
機械設備工事 一式
(5) 支払条件 前払い 無
(6) 契約保証金 契約金額の10分の1以上の額
(7) 最低制限価格 有
(8) 入札方式 条件付一般競争入札

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

都道府県及び市町村から競争入札参加登録（以下「登録」という。）を受けている業者で、開札日当日において次の要件を満たしていること。

登録業種	建築一式工事
事業所の所在に関する条件	秋田・岩手・宮城・山形・福島のいずれかの県内に本社（本店）または営業所等を有する業者で、建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第1項に規定する経営事項審査結果の建築工事の総合評価点が700点以上であること。
施工実績に関する条件	なし
配置技術者に関する条件	① 建設業法（昭和24年法律第100号）の定めるところにより、当該入札参加業者と直接雇用関係にある主任技術者又は監理技術者（以下「技術者」という。）をこの現場に配置できること。 ② 技術者は、建設業法の規定により専任で配置することが必要な場合にあつては入札期日（4の表に定める入札の期日をいう。以下同じ）の前日から起算して3月以上前から、それ以外の場合にあつては入札期日の前日から、引き続き入札参加業者と直接的な雇用関係にある者であること。 ③ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を取得している者であること。
入札保証金	免除
暴力団等の排除	次のいずれにも該当する者でないこと。 ① 有資格業者の役員又は有資格業者の経営に事実上参加してい

	<p>ると認められる者（以下「役員等」という。）が暴力団員であると認められる者</p> <p>② 有資格業者又は役員等が、暴力団等であることを知りながら、暴力団等と取引を行い、又は不当に利用したと認められる者</p> <p>③ 有資格業者又は役員等が、暴力団等又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められる者</p> <p>④ 有資格業者又は役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者</p>
その他	<p>① 本入札の公告日又は入札日において、都道府県及び市町村から指名停止措置を受けていない者であること。</p> <p>② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167の4第1項及び第2項各号の規定に該当しないこと。</p>

3 入札・工事担当

区分	担当課	電話番号	住 所
入 札 受付担当	栗っこ農業協同組合 管理部 総務課	0228-22-2030	〒989-5693 栗原市志波姫堀口見渡2番地1
工 事 担 当	栗っこ農業協同組合 管理部 総務課	0228-22-2030	〒989-5693 栗原市志波姫堀口見渡2番地1

4 入札日程等

手 続 等	期 間・期 日・期 限	場 所
入札参加資格確認申請書類交付（※注2）	平成24年1月24日（火）から 平成24年2月10日（金）まで	栗原市志波姫堀口見渡2番地1 栗っこ農業協同組合 管理部総務課
設計図書等の閲覧及び貸出	平成24年1月24日（火）から 平成24年2月14日（火）まで	栗原市志波姫堀口見渡2番地1 栗っこ農業協同組合 管理部総務課
設計図書等に対する質問の受付	平成24年1月24日（火）から 平成24年2月6日（月）まで	栗原市志波姫堀口見渡2番地1 栗っこ農業協同組合 管理部総務課
入札参加資格確認申請書類提出	平成24年2月10日（金）まで	栗原市志波姫堀口見渡2番地1 栗っこ農業協同組合 管理部総務課
入札参加資格確認書の送付	平成24年2月13日（月）	栗原市志波姫堀口見渡2番地1 栗っこ農業協同組合 管理部総務課
設計図書等に対する質問回答書の閲覧	平成24年2月8日（水）から 平成24年2月14日（火）まで	栗原市志波姫堀口見渡2番地1 栗っこ農業協同組合 管理部総務課
入 札	平成24年2月15日（水） 午前11時00分	栗原市志波姫堀口見渡2番地1 栗っこ農業協同組合

（注1）上記の期間は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く午前9時00分から午後4時00分まで（正午から午後1時までを除く。）とする。

（注2）入札参加資格確認申請書類・各種様式等については、栗原市ホームページの入札・契約情報からダウンロードすることもできます。この場合、市長名を「栗っこ農業協同組合 代表理事組合長 曾根正範」に変更して使用して下さい。

5 入札の方法等

- (1) 郵送、電報、FAXその他電気通信による入札は認めない。
- (2) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 開札して、予定価格の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行うものとし、再度入札執行回数は、2回を限度とする。
- (4) 入札及び再度入札において落札者がいないときは、地方自治法施行令167条の2第1項第8号の規定に基づき、随意契約のための見積り合わせを行うことがある。
- (5) 栗原市建設工事執行規則第14条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、本入札には最低制限価格を設定するので、最低制限価格未満の入札は、失格とする。
なお、落札者となるべき同価格の入札をしたものが2者以上ある場合は、従来のかじ方式により落札者を決定するものとする。

6 工事費内訳書の提出について

- (1) 第1回目の入札に際し、第1回目の入札書に記載されている入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求める。ただし、再度入札の際は不要とする。
- (2) 工事費内訳書の様式は自由であるが、内容については、数量、単価、金額等を最低限記載すること。
- (3) 工事費内訳書は、返戻しない。

7 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 2に掲げる競争入札に参加する資格を有しない者が入札したとき。
- (2) 同一件名の入札において、入札者等が2以上の入札をしたとき。
- (3) 入札書の記載内容に、次に掲げる事例等の重大な不備があり、入札者等の意思が明らかでないとき。
 - ① 入札者等の記名押印及び訂正印を欠く入札
 - ② 金額を訂正した入札又は金額の記載が不鮮明な入札
 - ③ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
 - ④ 工事名等の錯誤がある入札
- (4) 虚偽の入札参加資格確認申請等を行ったとき
- (5) その他入札に際し私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に違反する行為その他不正の行為があったとき。

8 契約の締結

落札した者は、落札決定後7日以内に契約を締結する。

ただし、落札決定後、契約までの間に落札した者が2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合、又は指名停止を受けた場合には、当該請負契約を締結しないことがある。

9 入札参加資格確認申請の提出書類

- (1) 申請書類

入札参加希望者は、次に掲げる書類を正 1 部提出しなければならない。

- ① 入札参加資格確認申請書（様式第 1 号）
- ② 類似工事施工実績書（様式第 2 号）
- ③ 配置する技術者の資格及び雇用関係を確認できる書類
- ④ その他入札に参加する者に必要な資格に関する事項を証明する書類

(2) 申請書類の提出方法、受付期間及び提出場所

- ① 提出方法
持参とする。
- ② 受付期間及び提出場所
4 の表に示すとおりとする。

10 設計図書の閲覧等

設計図書の閲覧及び貸出（CD-R での貸出可）の期間及び場所は、4 の表に示すとおりとするが、次の場所において有料で複写することもできる。

栗原市志波姫堀口見渡 2 番地 1

栗っこ農業協同組合 管理部総務課 TEL 0228-22-2030

11 その他

- (1) 入札参加者は、栗原市建設工事執行規則及び栗原市建設工事執行規則取扱要綱を遵守すること。
- (2) 工事内容に関する電話での質問は一切受け付けないものとする。また、質問については指定の様式を使用すること。（様式第 9 号）

様式第1号（第8条関係）

条件付一般競争入札参加資格確認申請書

平成 年 月 日

栗っこ農業協同組合
代表理事組合長 曾根 正範 様

住 所
商号又は名称
代表者名 印
(共同企業体の場合は共同企業体名)

平成24年1月24日付けで入札公告のありましたJA栗っこ小規模多機能型居宅介護施設建設工事に係る入札に参加する資格について、確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者でないこと、並びに添付書類の内容については、事実と相違ありません。

記

- 1 類似工事施工実績書
- 2 類似工事施工実績を証明する書面
- 3 配置予定技術者経歴書
- 4 その他の入札参加資格確認資料

受付番号

※ 申請書は1部を提出のこと。

様式第2号（第8条関係）

類似工事施工実績書

申請者名 _____

(共同企業体の場合は構成員名)

項目／No.		1	2	3
工事名称等	工事名			
	発注機関名			
	施工場所	(都道府県・市町村名)		
	契約金額			
	工期	年 月～ 年 月		
	受注形態等	単体／共同企業体（出資比率 %）		
工事概要等	規模・寸法			
	構造形式			
	使用機材・数量			
	設計条件			

(注1) 公告において明示した当該工事と同種の工事の元請としての施工実績について、的確に判断できる具体的な事項を記入すること。

(注2) この様式は、申請者が共同企業体の場合は、各構成員ごと作成すること。

(注3) 類似工事施工実績を証明するものとして、工事实績証明書又はそれに代わる書面（契約書）を添付すること。

様式第3号（第8条関係）

配置予定技術者等経歴書

申請者名 _____

(共同企業体の場合は構成員名)

項目／No.	(現場代理人：会社名)	(監理技術者： 会社名)		
最終学歴				
法令による免許				
	工事名			
	発注機関等			
	施行場所	(都道府県名・市町村名)		
	契約金額			
	工期	年 月から 年 月まで		
	従事役職			

(注1) 工事内容は、公告において明示した参加資格が判断できる必要最小限度の具体的な事項を記入すること。

(注2) この様式は、申請者が共同企業体の場合は、各構成員ごとに作成すること。

（目的）

第1条 当共同企業体は、栗っこ農業協同組合発注に係る下記の建設工事（当該工事内容の変更に伴う工事を含む。以下「工事」という。）を共同連帯して営むことを目的とする。

工事名 JA栗っこ小規模多機能型居宅介護施設建設工事

（名称）

第2条 当共同企業体は、_____ 特定共同企業体（以下「当企業体」という。）と称する。

（事務所の位置）

第3条 当企業体は、事務所を_____に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第4条 当企業体は、_____年 月 日に成立し、工事の請負契約の履行後3箇月を経過するまでの間は、解散することができない。

2 工事を請け負うことができなかったときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

（入札参加申込み）

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

住所

商号及び名称

住所

商号及び名称

住所

商号及び名称

（代表者の名称）

第6条 当企業体は、_____を代表とする。

（代表者の権限）

第7条 当企業体の代表者は、工事の施工に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに請負代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（構成員の出資割合）

第8条 当企業体の構成員の出資の割合は、次のとおりとし、当該工事の請負代金の変更があっても、この比率は変えないものとする。

会社名 _____ %

会社名 _____ %

会社名 _____ %

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参酌の上運営委員会がその価格を評価する。

（運営委員会）

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに工事の施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、工事の完成に当るものとする。

（構成員の責任）

第10条 各構成員は、工事の請負契約の履行及び下請契約その他の工事の実施に伴い当企業が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、_____とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、工事完成のとき当該工事について決算をするものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に規定する割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担割合)

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に規定する割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することができない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び構成員全体の承認がなければ、当企業体が工事を完成する日までは脱退することができない。

- 2 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して工事を完成する。
- 3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に基づく協定書に規定する割合に加えた割合とする。
- 4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果、欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。
- 5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(構成員の除名)

第17条 当企業体は、構成員のうちいずれかが、工事途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

- 2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。
- 3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までの規定を準用するものとする。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第18条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産し、又は解散した場合には、第16条第2項から第5項までの規定を準用するものとする。

(代表者の変更)

第19条 代表者が脱退若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後のかし担保責任)

第20条 当企業体が解散した後においても、当該工事につきかしがあったときは、各構成員は共同連帯してその責めに任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第21条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。
_____外____社は、上記のとおり_____特定共同企業体協定を結
成したので、その証拠としてこの協定書正本 通及び副本 1 通を作成し、各構成員が記
名押印の上、正本については構成員各自が保有し、副本については競争入札参加資格申
請のため栗原市に提出する。

平成 年 月 日

特定共同企業体

住所

称号又は名称

代表者氏名_____

住所

称号又は名称

代表者氏名_____

住所

称号又は名称

代表者氏名_____

委任状

平成 年 月 日

栗っこ農業協同組合
代表理事組合長 曾根 正範 様

私は、_____共同企業体代表者_____を代理人と定め、栗っこ農業協同組合発注の_____工事に
関し、下記の権限を委任します。

記

- 1 工事の入札、見積、請負契約に関する一切の件
- 2 工事請負代金の請求並びに受領に関する件
- 3 復代理人の選任に関する件
- 4 前3号に関し必要な一切の件

_____共同企業体

構成員 住所
商号又は名称
代表者氏名_____印

構成員 住所
商号又は名称
代表者氏名_____印

構成員 住所
商号又は名称
代表者氏名_____印

入 札 書

平成 年 月 日

栗っこ農業協同組合
代表理事組合長 曾根 正範 殿

住 所

商号又は名称

代表者名

ⓐ

代理人名

ⓐ

建設工事執行規則を守り、下記金額をもって請負いたいのので入札いたします。

記

1. 工 事 名

2. 工事場所

3. 入札金額

億	千	百	拾	万	千	百	拾	壺	円

4. 入札保証金

億	千	百	拾	万	千	百	拾	壺	円
		免				除			